

奈良県告示第三十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十年四月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

重里（ロ）地区急傾斜地崩壊危険区域

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

吉野郡十津川村大字重里一〇一六番	一号	
〃	一〇一八番	二号
〃	一〇三八番	三号
〃	一〇五二番	四号
〃	一〇五一番	五号
〃	一〇四四番	六号
〃	一〇二一番	七号